

# 上田市ごみ有料指定袋及びごみ啓発用パンフレット等広告掲載要項

平成21年 2月 1日改正

(趣旨)

第1条 この要項は、上田市（以下「市」という。）が定めるごみ有料指定袋及びごみ啓発用パンフレット等への広告の掲載について必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載の基本原則)

第2条 ごみ有料指定袋及びごみ啓発用パンフレット等に掲載する広告は、次の事項を兼ね備えなければならない。

- (1) 広告の内容が社会的に信用度の高い情報であり、かつ、広告の表現は、それにふさわしい信頼性を持つものであること。
- (2) ごみ有料指定袋及びごみ啓発用パンフレット等としての公共性、品位及び市民の信頼を損うおそれのないものであること。
- (3) 広告の受け手である市民に不利益が生じるおそれがないものであること。

(広告の掲載基準)

第3条 市長は、次の各号のいずれかに該当するものを、掲載しないものとする。

- (1) 政治性のあるもの
- (2) 宗教性のあるもの
- (3) 選挙に関するもの
- (4) 意見広告
- (5) 名刺広告
- (6) 社会的問題についての主義主張
- (7) 人権を侵害するおそれのあるもの
- (8) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の規定に該当する営業に係るもの又はこれに類似するもの
- (9) 青少年の健全育成に反するもの
- (10) 求人広告
- (11) 消費者保護の観点からふさわしくないもの
- (12) 公序良俗に反するおそれがあるもの
- (13) 市が当該広告の内容を推奨しているように受け取られるおそれのある表現のもの
- (14) 不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）に違反するもの
- (15) 前各号のほか、国、長野県、市等が制定した関係諸法規に違反するもの
- (16) 国、長野県、市から、広告主が営む業務に関して行政指導を受け、その改善が図られていない広告主の広告
- (17) その他ごみ有料指定袋及びごみ啓発用パンフレットへの掲載が適当でないと市長が認めるもの

(広告主に必要な資格)

第4条 広告主に必要な資格は、次のとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号の規定に該当しない者であること。

- (2) 上田市内に事業所等を有する者であること。
- (3) 市税及び国民健康保険税を滞納していない者であること。
- (4) 本市の建設工事入札参加資格者に係る指名停止要領（平成18年3月6日制定）に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。

（広告の寸法、掲載位置等）

第5条 広告の大きさ及び掲載位置は、次のとおりとする。

(1) 上田市ごみ有料指定袋

ア 袋本体

① 広告の大きさ

袋の種類		サイズ	広告の大きさ
可燃 ごみ	家庭系 (文字色：青)	小	縦100ミリメートル、横230ミリメートル
		中	縦120ミリメートル、横276ミリメートル
		大	縦140ミリメートル、横322ミリメートル
	事業系 (文字色：オレンジ)	大	縦140ミリメートル、横322ミリメートル
『プラ』マークつき プラスチックごみ (文字色：緑)		小	縦100ミリメートル、横230ミリメートル
		大	縦140ミリメートル、横322ミリメートル
不燃ごみ (文字色：赤)		小	縦100ミリメートル、横230ミリメートル
		大	縦140ミリメートル、横322ミリメートル

- ② 掲載位置は、表面の最下段を原則とする。
- ③ 文字の色は、袋本体については、ごみ指定袋に使用している文字の色と同色（一色）とする。
- ④ 広告枠の数 各種1枠

イ 外袋

① 広告の大きさ

袋の種類	広告の大きさ
小	縦25ミリメートル、横120ミリメートル

外袋「小」へ掲載する大きさを基準とし、外袋の大きさに合わせ適宜拡大する。

- ② 掲載位置は、表面の最下段を原則とする。
- ③ 文字の色は、黒色とする。
- ④ 広告枠の数 各種1枠（袋本体の広告主と同者とする）

(2) 上田市ごみ啓発用パンフレット等

ア 広告の大きさ

各パンフレットの紙面の大きさにより、別途定める。

イ 掲載位置

各パンフレットのレイアウトにより、別途定める。

ウ 文字の色は、原則として黒字とする。

2 広告を掲載する場合は、広告欄であることを明示するため、広告欄 と表示するものとする。

(広告掲載の申込み等)

第6条 広告主が広告掲載を申込み場合は、広告主が、記事内容、掲載時期、掲載データの作成、掲載料の支払等、当該広告の掲載に係る一切の手続を行うものとする。

(広告内容の修正、掲載の取消等)

第7条 市長は、広告の内容がこの要項に違反していると認めるときは、当該広告の内容修正を求めることができる。

2 市長は、前項の内容修正がなされない場合は、掲載を取消することができる。

3 広告内容の修正及び取消により、広告主に損害が生じても、市は一切の責任を負わない。

(市の行う広報活動と広告主との関係)

第8条 市長は、広告主及び広告主の指示による者からの働きかけ等に応じて、広報活動上のいかなる便宜も図ってはならないものとする。

(補則)

第9条 この要項に定めるほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、平成19年 7月 5日から施行する。

附 則

この要項は、平成21年 2月 1日から施行する。